

平成 30 年 6 月 21 日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市子ども・子育て会議
会 長 三 谷 大 紀

答申書

平成 29 年 12 月 5 日付け 29 逗教子発第 328 号で諮問のありました「保育料の改定について」、
審議の結果を別添のとおり答申いたします。

保育料の改定について

平成 30 年 6 月 21 日
逗子市子ども・子育て会議

はじめに

逗子市子ども・子育て会議では、平成 29 年 12 月 5 日付け 29 逗教子発第 328 号により逗子市長より諮問を受け、「保育料の改定について」の審議を行ってきました。諮問された保育料の改定は、1 保育所保育料の改定について、2 放課後児童クラブの保育料の改定についての 2 点であり、当審議会の審議の結果について、次のとおり答申します。

1. 保育所保育料の改定について

(1) 改訂の理由について

本市の保育所等の保育料は、平成 26 年度から 2 年間をかけ約 30 年振りの改定を行っています。このときは、子育て支援施策の充実や保育所待機児童対策等を実施していくために、厳しい財政状況を踏まえ、保護者の負担が低い状況を改め、今後のサービスの充実化を安定的に行うために行うこととしていました。

この度の改定についても、保育所等の待機児童対策を今後も推し進めていくための財源及び、幼児教育・保育の質の向上を更に進めていくための財源の確保が必要なため実施するものとしています。

(2) 見直しの対象

保育料の表は、幼稚園の保育料表、3 歳以上児の保育所等の保育料表、3 歳未満児の保育所等の保育料表の 3 種類が定められていますが、この度の改定の対象は、次の 2 案件となっています。

- ① 保育所等 3 歳未満児の保育料表
- ② 保育所等 3 歳以上児の保育料表

(3) 見直し水準の考え方

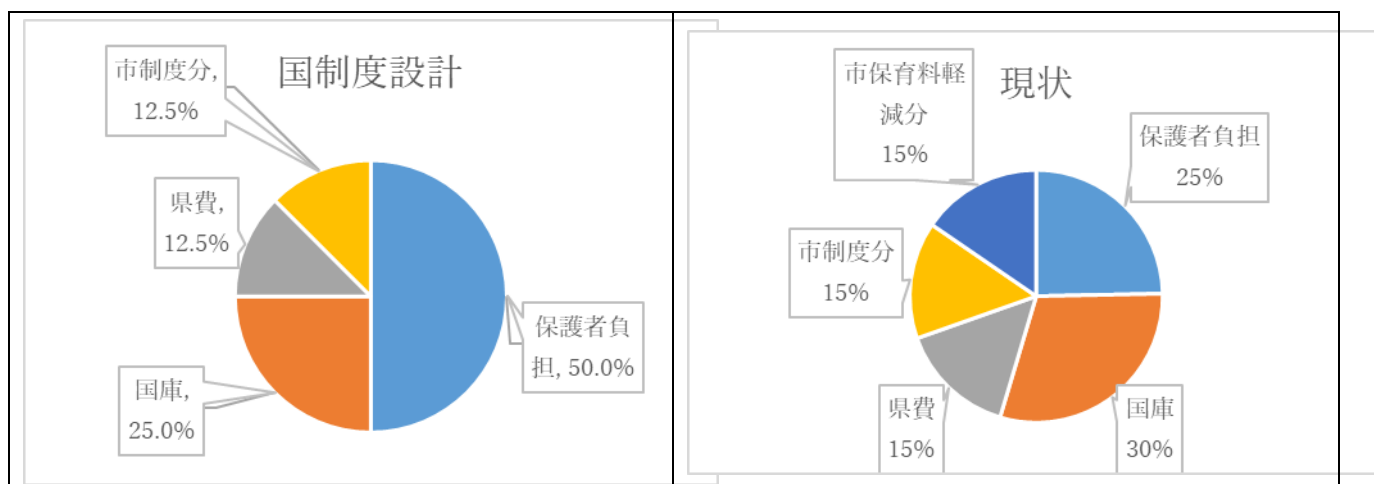
本市の保育料は、平成 26 年度と平成 27 年度の 2 か年をかけ、約 30 年ぶりに見直しを行いました。この見直しの際の保護者負担の目標水準は国庫で定める保育料の 65% の水準としていましたが、実績では 63% の水準となっています。

- ・ 国庫で定める保育料の 55% の水準を 65% にするため、10% 相当分の見直しを図った。
- ・ H26 年度に約 10%、H27 年度に約 8% の段階的引き上げを行った。(65/55=18.2% の増が必要)

今回は、本市の現在の財政状況を鑑み、他市例を踏まえ 70% の水準を目標としています。保育料見直しの理由は、前回同様今後の対策等を実施するためとしていますが、現在の財政状況を踏まえ、県内各自治体の状況を参考として見直しを行うこととしています。

- ・ 目標として国庫で定める保育料の 63% の水準を 70% にする。 $70/63 =$ 全体で 11.1% の引き上げを行う必要がある。

(4)保育に要する費用の負担割合の状況



◇国の制度基本設計

国の制度設計では、保護者負担 1/2 とされ、この水準に見合う保護者負担収入があったものとして、国と県の負担金が計算されます。

※保育の質の向上や低所得者への負担軽減等により、国庫の実際の負担割合は 25%を若干上回っています。

◇市の負担の現状(平成 30 年度 当初予算ベース)

実際の負担は、市で保育料表を定めて保護者負担を求めているため、保護者負担は 25%に軽減され、市の負担は 15%が 30%の負担増と、市制度負担分に保護者負担分を市が 15%を負担していて、合計 30%となっています。

(5)改訂方法の概要

▽11.1%の引き上げの必要があるとしたが、全ての階層を 10%の増とする。

▽最高階層で、単年度で 5,000 円を超える見直しとなるため、生活への影響を考慮し、2 か年で段階的に引き上げるものとし、平成 31 年度に 5%、平成 32 年度に 5%の引き上げを行う。

(6)隣接市町のモデル世帯での比較 ※本市の入所世帯の所得分布で一番人数の多い層で比較。

推定年収(父母合算)700 万円前後の場合(3 歳未満児 第 15 階層、3 歳以上児 第 13 階層)

市町名	横浜市	横須賀市	鎌倉市	葉山町	逗子市(現)	逗子市(案)
3 歳未満	47,500 円	41,400 円	45,100 円	41,000 円	39,100 円	43,010 円
4 歳以上	27,500 円	27,200 円	28,300 円	28,000 円	22,500 円	24,750 円

(7)答申内容

①県内他市町村との比較では、当市の保育料水準はまだ低い状況と認められる。

当審議会が財政政策として妥当な水準を審議することは別の場に譲るとして、他の自治体との比較において、当市の保育料水準を国の徴収基準額の水準に対して 70%とすることについては、許容範囲と考えられる。

②前回の審議結果を踏まえ、入所児童の生活への影響を考慮し、どの階層においても単年度の引き上げ額は最高 5,000 円以内とすること。

【参考資料】

○県内各市町の状況 ※前回調査の結果

市町村名	徴収割合	徴収目標の調査結果	備考
横浜市	—	—	75%を目標に段階的な値上げ実施と報道
川崎市	68.5	平成 25 年時点 72.4%	75%を目標に段階的な値上げ実施と報道
相模原市	71.8	国徴収額の概ね 70%程度	
横須賀市	71.4	50%～90%	平成 25 年度見直しを予定
平塚市	66.1	国庫補助の概ね 70%程度	
鎌倉市	61.2	国徴収額の約 70%	
藤沢市	70.6	国庫補助の概ね 70%程度	
田原市	70.7	国庫補助の概ね 70%程度	
三浦市	75.8		
秦野市	57.9		
伊勢原市	67.0		
海老名市	69.2		
座間市	64.2		
南足柄市	67.4	70%程度	
綾瀬市	63.8		
寒川町	66.4		
大磯町	67.5		
二宮町	66.8		
中井町	62.7		
大井町	70.4	国庫補助基準の概ね 70%程度	
松田町	73.2	国庫補助基準の概ね 70%程度	
箱根町	46.4	国庫補助の概ね 50%程度	平成 25 年度見直しを検討(50%に)
湯河原町	75.9	国の費用徴収基準の 75%	
愛川町	64.1		

○保育所保育料 所得分布の状況

◇3歳未満児

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		所得分布
	定義	徴収額		定義	徴収額	
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	1
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	14
	市民税非課税世帯 年収~260万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	
第3	市民税均等割課税	19,500	3	市民税均等割課税	4,600	3
	市民税所得割 48,600円未満 年収~330万		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,600	3
			5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,600	4
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,600	6
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収~470万	30,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,600	12
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,600	10
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	13,100	7
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	16,600	9
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収~640万	44,500	11	115,000円未満 (階層幅 18,000円)	21,100	20
			12	133,000円未満 (階層幅 18,000円)	25,600	17
			13	151,000円未満 (階層幅 18,000円)	30,100	26
			14	169,000円未満 (階層幅 18,000円)	34,600	14
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収~930万	61,000	15	202,000円未満 (階層幅 33,000円)	39,100	38
			16	235,000円未満 (階層幅 33,000円)	44,100	28
			17	268,000円未満 (階層幅 33,000円)	49,100	16
			18	301,000円未満 (階層幅 33,000円)	54,100	21
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収~1,130万	80,000	19	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	59,400	38
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収1,130万~	104,000	20	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	64,900	10
			21	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	70,400	6
			22	589,000円以上	75,900	9

計 312

◇3歳以上児

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額 (月額) 単位:円		所得分布
	定義	徴収額		定義	徴収額	
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	4
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	35
	市民税非課税世帯 年収～260万	6,000		市民税非課税世帯	3,000	
第3	市民税均等割課税	16,500	3	市民税均等割課税	4,000	6
	市民税所得割 48,600円未満 年収～330万		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,000	7
			5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,000	11
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,000	13
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収～470万	27,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,000	14
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,000	10
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	12,500	14
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	15,000	14
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収～640万	41,500	11	133,000円未満 (階層幅 36,000円)	17,500	37
			12	169,000円未満 (階層幅 36,000円)	20,000	45
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収～930万	58,000	13	235,000円未満 (階層幅 66,000円)	22,500	101
			14	301,000円未満 (階層幅 66,000円)	25,000	92
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収～1,130万	77,000	15	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	27,500	74
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収1,130万～	101,000	16	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	32,500	33
			17	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	37,500	16
			18	589,000円以上	42,500	28

計 545

○保育所等保育料見直し案

◇保育料の見直しは、今後の待機児童対策を推進するため及び、幼児教育・保育の質の向上のための財源確保策として見直すものです。

◇保育料の見直しは、生活への影響を考慮し、平成31・平成32年度の2か年で、5%ずつ増額します。

◇国で「幼児教育の無償化施策」を実施した場合、国策実施後は、国が定める上限額の範囲で保育料を改めます。※平成31年10月からの実施が検討されています。

【現在国で検討されている事項】

- ・3歳未満児の低所得世帯等の保育所等保育料の減額
 - ・3歳以上の幼稚園・保育園・認定こども園の保育料の無償化
- ※他に、認可外保育施設の利用料等の無償化等も検討されています。

◇平成31年度 保育所等保育料(3歳未満児用)

※幼児教育の無償化が行われた場合、一部変更の可能性あります。

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		変更案	差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収～260万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	3,780	180
第3	市民税均等割課税	19,500	3	市民税均等割課税	4,600	4,830	230
	市民税所得割 48,600円未満 年収～330万		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,600	5,880	280
			5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,600	6,930	330
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,600	7,980	380
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収～470万	30,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,600	9,030	430
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,600	11,130	530
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	13,100	13,750	650
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	16,600	17,430	830
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収～640万	44,500	11	115,000円未満 (階層幅 18,000円)	21,100	22,150	1,050
			12	133,000円未満 (階層幅 18,000円)	25,600	26,880	1,280
			13	151,000円未満 (階層幅 18,000円)	30,100	31,600	1,500
			14	169,000円未満 (階層幅 18,000円)	34,600	36,330	1,730
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収～930万	61,000	15	202,000円未満 (階層幅 33,000円)	39,100	41,050	1,950
			16	235,000円未満 (階層幅 33,000円)	44,100	46,300	2,200
			17	268,000円未満 (階層幅 33,000円)	49,100	51,550	2,450
			18	301,000円未満 (階層幅 33,000円)	54,100	56,800	2,700
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収～1,130万	80,000	19	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	59,400	62,370	2,970
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収 1,130万～	104,000	20	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	64,900	68,140	3,240
			21	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	70,400	73,920	3,520
			22	589,000円以上	75,900	79,690	3,790

◇平成 31 年度 保育所保育料(3 歳以上児用)

※幼児教育の無償化が実施された場合は、適用されません。

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額 (月額) 単位:円		変更案	差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第 1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第 2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収～260 万	6,000		市民税非課税世帯	3,000	3,150	150
第 3	市民税均等割課税	16,500	3	市民税均等割課税	4,000	4,200	200
	市民税所得割 48,600 円未満 年収～330 万		4	16,200 円未満 (階層幅 16,200 円)	5,000	5,250	250
			5	32,400 円未満 (階層幅 16,200 円)	6,000	6,300	300
			6	48,600 円未満 (階層幅 16,200 円)	7,000	7,350	350
第 4	市民税所得割 97,000 円未満 年収～470 万	27,000	7	60,700 円未満 (階層幅 12,100 円)	8,000	8,400	400
			8	72,800 円未満 (階層幅 12,100 円)	10,000	10,500	500
			9	84,900 円未満 (階層幅 12,100 円)	12,500	13,120	620
			10	97,000 円未満 (階層幅 12,100 円)	15,000	15,750	750
第 5	市民税所得割 169,000 円未満 年収～640 万	41,500	11	133,000 円未満 (階層幅 36,000 円)	17,500	18,370	870
			12	169,000 円未満 (階層幅 36,000 円)	20,000	21,000	1,000
第 6	市民税所得割 301,000 円未満 年収～930 万	58,000	13	235,000 円未満 (階層幅 66,000 円)	22,500	23,620	1,120
			14	301,000 円未満 (階層幅 66,000 円)	25,000	26,250	1,250
第 7	市民税所得割 397,000 円未満 年収～1,130 万	77,000	15	397,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	27,500	28,870	1,370
第 8	市民税所得割 397,000 円以上 年収 1,130 万～	101,000	16	493,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	32,500	34,120	1,620
			17	589,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	37,500	39,370	1,870
			18	589,000 円以上	42,500	44,620	2,120

◇平成 32 年度からの保育所等保育料(3 歳未満児用)

※幼児教育の無償化が行われた場合、一部変更の可能性があります。

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		変更案 10%増	H30と の差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第 1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第 2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収～260 万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	3,960	360
第 3	市民税均等割課税	19,500	3	市民税均等割課税	4,600	5,060	460
	市民税所得割 48,600 円未満 年収～330 万		4	16,200 円未満 (階層幅 16,200 円)	5,600	6,160	560
			5	32,400 円未満 (階層幅 16,200 円)	6,600	7,260	660
			6	48,600 円未満 (階層幅 16,200 円)	7,600	8,360	760
第 4	市民税所得割 97,000 円未満 年収～470 万	30,000	7	60,700 円未満 (階層幅 12,100 円)	8,600	9,460	860
			8	72,800 円未満 (階層幅 12,100 円)	10,600	11,660	1,060
			9	84,900 円未満 (階層幅 12,100 円)	13,100	14,410	1,310
			10	97,000 円未満 (階層幅 12,100 円)	16,600	18,260	1,660
第 5	市民税所得割 169,000 円未満 年収～640 万	44,500	11	115,000 円未満 (階層幅 18,000 円)	21,100	23,210	2,110
			12	133,000 円未満 (階層幅 18,000 円)	25,600	28,160	2,560
			13	151,000 円未満 (階層幅 18,000 円)	30,100	33,110	3,010
			14	169,000 円未満 (階層幅 18,000 円)	34,600	38,060	3,460
第 6	市民税所得割 301,000 円未満 年収～930 万	61,000	15	202,000 円未満 (階層幅 33,000 円)	39,100	43,010	3,910
			16	235,000 円未満 (階層幅 33,000 円)	44,100	48,510	4,410
			17	268,000 円未満 (階層幅 33,000 円)	49,100	54,010	4,910
			18	301,000 円未満 (階層幅 33,000 円)	54,100	59,510	5,410
第 7	市民税所得割 397,000 円未満 年収～1,130 万	80,000	19	397,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	59,400	65,340	5,940
第 8	市民税所得割 397,000 円以上 年収 1,130 万～	104,000	20	493,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	64,900	71,390	6,490
			21	589,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	70,400	77,440	7,040
			22	589,000 円以上	75,900	83,490	7,590

◇平成 32 年度からの保育所保育料(3 歳以上児用)

※幼児教育の無償化が実施された場合は、適用されません。

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額 (月額) 単位:円		変更率 10%増	H30 と の差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第 1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第 2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収～260 万	6,000		市民税非課税世帯	3,000	3,300	300
第 3	市民税均等割課税	16,500	3	市民税均等割課税	4,000	4,400	400
	市民税所得割 48,600 円未満 年収～330 万		4	16,200 円未満 (階層幅 16,200 円)	5,000	5,500	500
			5	32,400 円未満 (階層幅 16,200 円)	6,000	6,600	600
			6	48,600 円未満 (階層幅 16,200 円)	7,000	7,700	700
第 4	市民税所得割 97,000 円未満 年収～470 万	27,000	7	60,700 円未満 (階層幅 12,100 円)	8,000	8,800	800
			8	72,800 円未満 (階層幅 12,100 円)	10,000	11,000	1,000
			9	84,900 円未満 (階層幅 12,100 円)	12,500	13,750	1,250
			10	97,000 円未満 (階層幅 12,100 円)	15,000	16,500	1,500
第 5	市民税所得割 169,000 円未満 年収～640 万	41,500	11	133,000 円未満 (階層幅 36,000 円)	17,500	19,250	1,750
			12	169,000 円未満 (階層幅 36,000 円)	20,000	22,000	2,000
第 6	市民税所得割 301,000 円未満 年収～930 万	58,000	13	235,000 円未満 (階層幅 66,000 円)	22,500	24,750	2,250
			14	301,000 円未満 (階層幅 66,000 円)	25,000	27,500	2,500
第 7	市民税所得割 397,000 円未満 年収～1,130 万	77,000	15	397,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	27,500	30,250	2,750
第 8	市民税所得割 397,000 円以上 年収 1,130 万～	101,000	16	493,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	32,500	35,750	3,250
			17	589,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	37,500	41,250	3,750
			18	589,000 円以上	42,500	46,750	4,250

2. 放課後児童クラブの保育料の改定について

(1)改正の理由について

放課後児童クラブの保育料は、従前に保護者会が設定していた保育料を若干見直し、平成 24 年度より現在の保育料を、新たに条例を定めたことに伴い定めています。保育料の体系は、基本 12,000 円として学年や生活状況で減免を行っています。

この度の保育料の見直しは、放課後児童クラブの待機児童対策及び事業の質の向上を更に進めていくための財源の確保が必要なため実施するものとしています。また、保育料の見直しと併せて、事業の充実化を図るため、学校休業日の開所時間を 30 分早めて午前 7 時 30 分とし、この 30 分を延長保育として事業を実施することが提案されています。

(2)事業の現状と今後の待機児童対策

◇現在の事業の質

▽各小学校区に放課後児童クラブの専用施設を市で設置し、条例で定め、市で入所選考する等、先駆的な取組をしています。

▽質の高い事業として実施するため、運営手法と契約額の積算の基本ルールを定め、プロポーザルにより選考された指定管理者による管理・運営を行っています。

- ・国に先行して運営要領を定めて、職員配置等国の基準を上回る内容としています。

- ※国が定める支援員(指導員)の配置最低基準の概ね 2 倍の職員を配置しています。

- (児童 10 名に対して支援員(指導員)1 名を配置しています。)

- ・おやつ代、保険料を利用料に含めています。

◇待機児童対策等

▽平成 30 年度、逗子小・久木小区放課後児童クラブにおいて、既存施設の改修等により受入可能児童数を増やし、既存施設の活用による待機児童対策を実施しています。

- ・逗子小は、二次申込の 7 名は待機となりましたが、一次申込者は全員利用できました。

- (5・6 年生は夕方型)

- ・久木小は待機児童 0 人でした。

▽今後の対策

- ・事業手法等を含めて、今後精査を重ねることとしています。

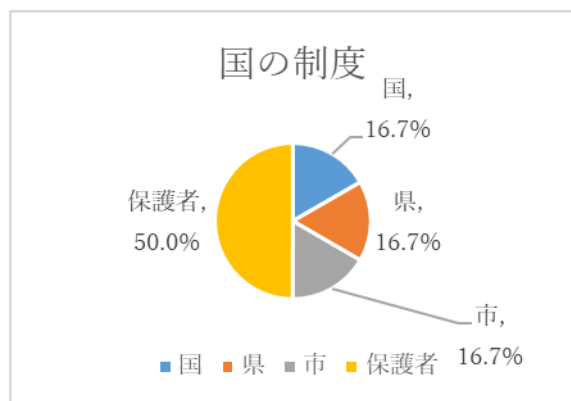
(3)事業の充実化を図る事項

▽以前より保護者会から要望のあった学校休業日の朝の開所時間について 30 分早めて、7 時 30 分から 8 時までを延長保育として実施することとしています。なお、本延長保育の料金を、月額 500 円としています。

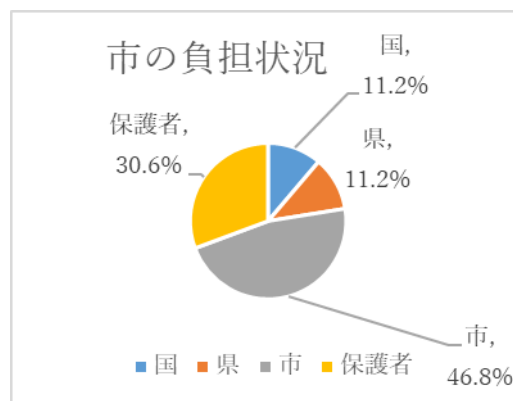
(4)保育料改訂対応手法

この度の保育料の改定は、保育料の減免手法を、国の保育所の徴収基準額表(8 階層制)をベースに、保育所保育料と同様に所得に応じた保育料に改訂することとしています。加えて、保育所保育料の減免手法を踏まえ、現行制度の減免事項の精査を行うこととしています。

(5)財源構成の状況



※国の制度設計上の負担割合



※平成 29 年度当初予算ベース

(6)新しい保育料の設定の基本的な考え方

▽保護者負担額の総事業費に対する割合を 7%強増し、保護者負担計 1,000 万円程度増を目安とすることを基本として、市負担と保護者負担の均衡を図るよう設定することとしています。

(7)「基本的な考え方」に基づく試算結果

▽「基本的な考え方」に沿った市と保護者の負担割合となるよう、保育所の所得分布をもとに新たな保育料を設定し試算を行っています。

▽保育所保育料の所得分布による試算

・保育料の国階層を適用し、国が保育所等保育料の減額を行っている第 3 階層を減額し、第 4 階層を現在と同額とし、第 5 階層から第 7 階層まで 2,000 円ずつ増額し、第 8 階層は第 7 階層と同額としています。

	1 階層	2 階層	3 階層	4 階層	5 階層	6 階層	7 階層	8 階層	計
国想定年収	生活保護	非課税	330 万 まで	470 万 まで	640 万 まで	930 万 まで	1130 万 まで	1130 万 超	
構成比	1.24	5.60	7.03	10.84	20.36	31.83	10.10	13.00	100
学童階層別人数	4	18	23	35	66	103	33	42	324
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	備考
						計	44,362,019		
新保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000	
						計	55,771,483		
						差額	11,409,463		

※減免を一切適用していない積算。

▽試算に基づく標準的な保育料の比較

	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層
国想定年収	生活保護	非課税	330万 まで	470万 まで	640万 まで	930万 まで	1130万 まで	1130万 超
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
新保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000

(8)減免の取り扱いについて

▽きょうだいの減免率

- ・現状は、12,000円を10,000円としており、17%程の減額を行っています。
- ・保育所の第2子以降の減免率が高いことを踏まえて検討することとしています。

【対応案】第3階層以上の世帯で、20%の減免を行う。

【参考】※影響額計算式 利用料総額×11.4%(構成比)×(減額率)

減免率	影響額
20%	1,271,590

▽高学年割引

- ・現在4年生以上は、2,000円減額(高学年減免60人 構成比18.5%)しています。
- ・保育所は、3歳未満と3歳以上で保育料表が異なりますが、これは職員の配置基準が異なることに由来しています。放課後児童クラブの場合、学年と職員配置基準に差はありません。

【対応案】1,000円の減免を行う。

【参考】※影響額計算式 (減額額)×60人×12月

減免額	影響額
1,000円減	720,000

▽ひとり親世帯の減免

- ・「ひとり親世帯である事実のある世帯」12,000円を9,000円に、「児童扶養手当を受給している世帯」で4,500円に減免を実施しています。ひとり親世帯影響29人 構成比8.9%。

【対応案】保育所保育料は一律ひとり親世帯の減免は行っていませんが、当市の制度設計の経過や低所得者への国の対応状況等を踏まえ、第3階層は2,000円、第4階層は1,000円の減額を行うこととしています。

(9)影響額まとめ

減免項目	きょうだい減免	高学年割引	ひとり親	計
減免に要する費用	1,271,000円(20%)	720,000円(@1,000)	600,000円程度	約260万円

結果＝財政影響見込額

1,140万円－260万円＝約880万円

※実際の財政影響見込み額は、学校休業日の午前7時30分から午前8時までの延長保育の事業費支出分が減額されるので、この額を大幅に下回ることとなります。

(10)現在の放課後児童クラブ利用料と改訂後の利用料 ※改定後の最高額。

世帯の状況	現在	※改定後	差額	備考
一般世帯（1～3年生）	12,000	18,000	6,000	
一般世帯（1～3年生）複数児童	10,000	14,400	4,400	
一般世帯（4年生以上）	10,000	17,000	7,000	
ひとり親世帯（1～3年生）	9,000	18,000	9,000	第3階層 2000円 第4階層 1000円 の減免を実施する。
ひとり親世帯（1～3年生）複数児童	7,000	14,400	7,400	
ひとり親世帯（4年生以上）	6,000	17,000	11,000	
児童扶養手当受給世帯（1～3年生）	4,500	11,000	6,500	
児童扶養手当受給世帯（4年生以上）	3,000	10,000	7,000	
非課税世帯（1～3年生）	3,500	3,500	0	
非課税世帯（4年生以上）	2,500	2,500	0	
生活保護世帯	無料	無料	0	

⇒従前の減免事項の精査を行うと共に、差額が大きいため経過措置を行うこととしている。

(11)見直しの実施方法

- ◇一般世帯は、2か年で段階的に引き上げる。
- ◇ひとり親世帯は、3か年で段階的に引き上げる。

(12)今後の進め方

- ・本パブリックコメントの後、市議会平成30年第4回定例会で条例改正案として提案。

(13)他市の1年生の利用料の状況(指定管理・委託の例) 【参考資料】

▽藤沢市 利用料 14,500円+おやつ代 2,000円=16,500円

▽平塚市 利用料 14,000円+おやつ代と保険料は各クラブ別途

▽茅ヶ崎市 利用料 12,000円+おやつ代 1,900円=13,900円

※鎌倉市他、直営の市の多くの例 利用料月額 5,000円～6,000円+おやつ代

※放課後児童クラブ運営者へ補助金で実施している市では、20,000円から 25,000円程度の例も散見される。

(14)保育料改定案

◇一般世帯の保育料案 ※2か年で段階的に引き上げます。

	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層
国想定年収	生活保護	非課税	330万まで	470万まで	640万まで	930万まで	1130万まで	1130万超
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
新利用料(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000
H31 保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	13,000	14,000	15,000	15,000
H32 保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000

◇ひとり親世帯の保育料案 ※3か年で段階的に引き上げます。

	1階層	2階層	3階層	4-1階層	4-2階層	5階層	6階層	7階層	8階層
国想定年収	生活保 護	非課税	330万 まで	手当受 給世帯	470万 まで	640万 まで	930万 まで	1130万 まで	1130万 超
現在の利用料	0	3,500	4,500	4,500	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
新利用料(案)	0	3,500	8,000	11,000	11,000	14,000	16,000	18,000	18,000
H31 保育料(案)	0	3,500	5,660	6,660	10,000	10,660	11,330	12,000	12,000
H32 保育料(案)	0	3,500	6,820	8,820	11,000	12,320	13,660	15,000	15,000
H33 保育料(案)	0	3,500	8,000	11,000	11,000	14,000	16,000	18,000	18,000

※4-1階層は330万円以上470万円までの世帯のうち児童扶養手当受給世帯、
4-2はその他のひとり親世帯

(15) 答申内容

- ①当審議会では財政政策として妥当な水準を審議することは別の場に譲るとして、今後の対策を講じるための財源確保策の必要性は認められる。
- ②所得に応じた保育料の体系に改めることは、公平性の観点から望ましいと考える。
- ③前回の保育所保育料の審議結果を踏まえ、入所児童の生活への影響を考慮し、どの階層においても単年度の引き上げ額は最高5,000円以内とすること。
- ④減免の事由や手法は、保育所保育料の手法を基本にしつつ、従来の特例事項についても配慮すること。